相続対策見直しの最前線

税理士法人 山田&パートナーズ

© 2026 Yamada & Partners

目次

Ⅰ　押さえておきたい税制改正等

相続時精算課税制度の見直し

国外転出時課税制度

Ⅱ　相続対策の基本

相続対策の4本柱

Ⅲ　相続対策の見直しの必要性

資産価値の上昇による見直しの必要性

本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

Ⅰ. 押さえておきたい税制改正等

相続時精算課税制度の見直し

国外転出時課税制度

© 2026 Yamada & Partners

押さえておきたい税制改正等

税制改正、民法改正（抜粋）

No.	項目名　※（）内は適用開始年（暦年）
①	相続税基礎控除額の変更（2015年）
②	国外転出時課税制度（2015年）
③	非上場株式の評価／類似業種比準方式の比重見直し（2017年）
④	配偶者短期居住権・配偶者居住権の創設（2020年）
⑤	自筆証書遺言書保管制度（2020年）
⑥	相続時精算課税制度改正（2024年）
⑦	ミニマムタックス税制改正（2027年）
⑧	貸付用不動産の評価方法の見直し（2027年）
⑨	非上場株式の評価に関する税制改正（2028年　※現時点では未定）

本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

相続時精算課税制度の見直し

改正内容

① 年110万円の基礎控除を創設
② 災害により被害を受けた場合の再計算の導入（本制度の適用を受けた贈与財産が土地又は建物で、当該土地等が災害により一定の被害を受けたときは、相続税の計算において当該土地又は建物の評価額を再計算できる）

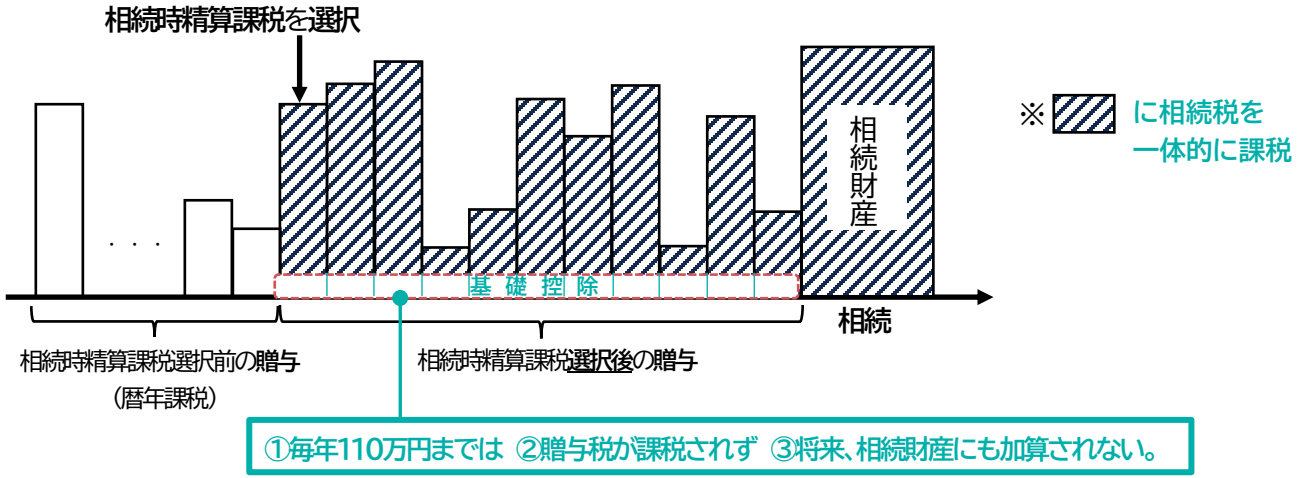
適用時期

①は、2024（令和6）年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続・贈与に適用する。
②は、2024（令和6）年1月1日以後に生じる災害により被害を受ける場合に適用される。

● 改正後の計算式

［ 贈与財産の価額 － 基礎控除（注）110万円 － 特別控除額 通算で2,500万円 ］ × 20%（一律） ＝ 贈与税額

（注1）贈与者（特定贈与者）が複数人いる場合は、贈与額により基礎控除110万円を按分する。
（注2）基礎控除110万円部分は相続時に相続財産に加算されない。



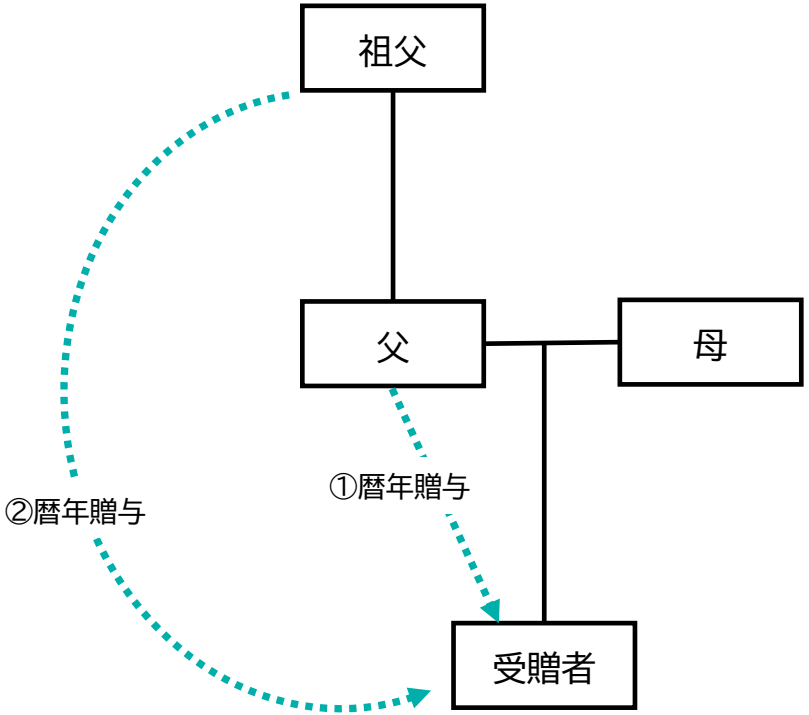
本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

相続時精算課税制度の見直し

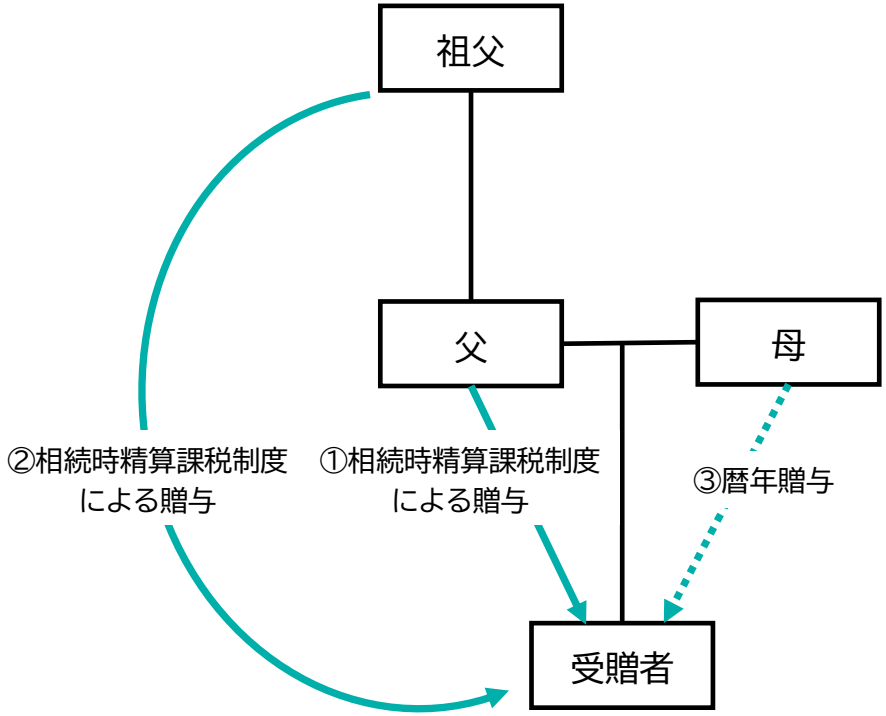
POINT 精算課税＆暦年贈与を併用した場合の基礎控除の取り扱い

■ 暦年課税のみの場合



①と②を合わせて基礎控除年110万円

■ 相続時精算課税制度の場合



- 相続時精算課税制度は①と②を合わせて基礎控除年110万円(贈与額の比で各贈与者へ按分)。
- 暦年課税は③につき基礎控除年110万円。
- **両制度を併用して贈与を受ける場合は、それぞれの制度の110万円の基礎控除を使うことができる。**
 ⇒ 実質、基礎控除220万円！

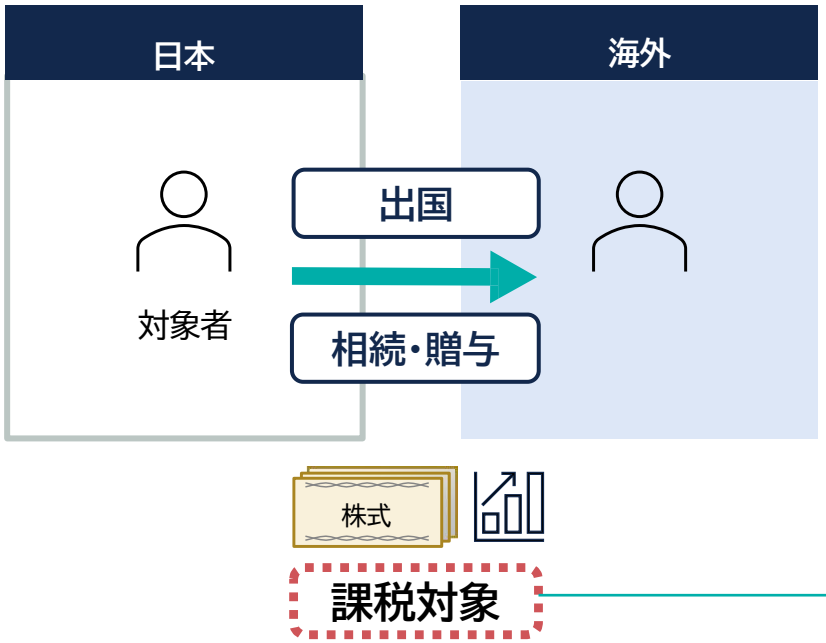
本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

押さえておきたい税制改正等

国外転出時課税制度

日本居住者が、有価証券等のキャピタルゲイン（含み益）が非課税となる国に移住することで税負担を回避する行為を防ぐため、出国時（国外転出時）や非居住者に有価証券等を相続・贈与等した場合にその有価証券等を譲渡したとみなして含み益に課税する制度です。



【課税要件】

- ✓ 所有する有価証券等の時価1億円以上
- ✓ 出国・相続・贈与の開始日10年間で5年超日本に居住
- ✓ 出国・相続・贈与により有価証券等が海外居住者に移転する場合

即時納付

課税の取消し可

- ✓ 有価証券等を取得した非居住者が5年以内に帰国
- ✓ 有価証券等を取得した非居住者が5年以内に居住者等に贈与等で移転　等

納税猶予

猶予の終了（課税）

- ✓ 有価証券等の売却
- ✓ 納税猶予期限の到来　等

課税の取消し可

- ✓ 有価証券等を取得した非居住者が5年以内（10年まで延長可）に帰国
- ✓ 有価証券等を取得した非居住者が5年以内（10年まで延長可）に居住者等に贈与等で移転　等

課税関係終了

本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

国外転出時課税制度

有価証券等の時価1億円以上とは

- 国外転出時・贈与時・相続発生時等における**有価証券等の時価が1億円以上**であるもの
- なお、法人オーナーが所有している非上場株式も対象となります

有価証券等・未決済デリバティブ取引等の範囲

イ） **有価証券等とは、所得税法上に規定する有価証券又は匿名組合契約の出資の持分をいう。**
有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び所得税法施行令に規定するものをいい、公社債、株式（上場・未上場）、新株予約権証券、投資信託・貸付信託の受益証券等をいう。

ロ） 未決済デリバティブ取引等とは、未決済のデリバティブ取引・信用取引・発行日取引をいう。

本レジュメにおいてイ、ロ合わせて**「有価証券等」**という。
※ 非課税口座内上場株式等（いわゆるNISA口座内の上場株式等）も含めて「有価証券等の時価1億円以上」要件の判定をすることとなる。

譲渡所得税額等の計算

- 国外転出時課税適用者は、その国外転出時・贈与時・相続時等に、時価で有価証券等の譲渡等をしたものとみなされ、譲渡所得等（注1）に対して所得税が課される。

譲渡所得等 国外転出時・贈与時・相続時等の価額 － 取得費	×	15.315% （復興特別所得税含む）	＝	所得税額

（注1）譲渡所得のほか、事業所得又は雑所得となる場合がある。

本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

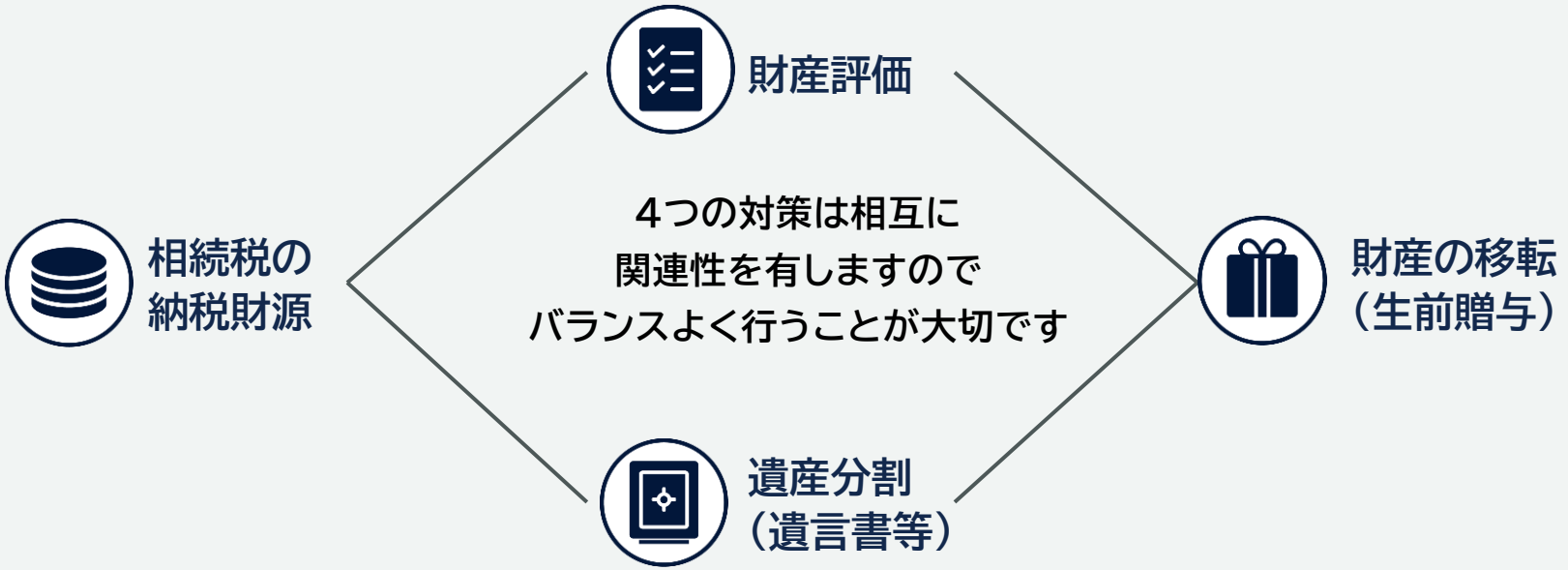
Ⅱ. 相続対策の基本

相続対策の4本柱

© 2026 Yamada & Partners

相続対策の４本柱／納税財源

現状分析：相続財産の把握　評価額の把握　相続税額の把握

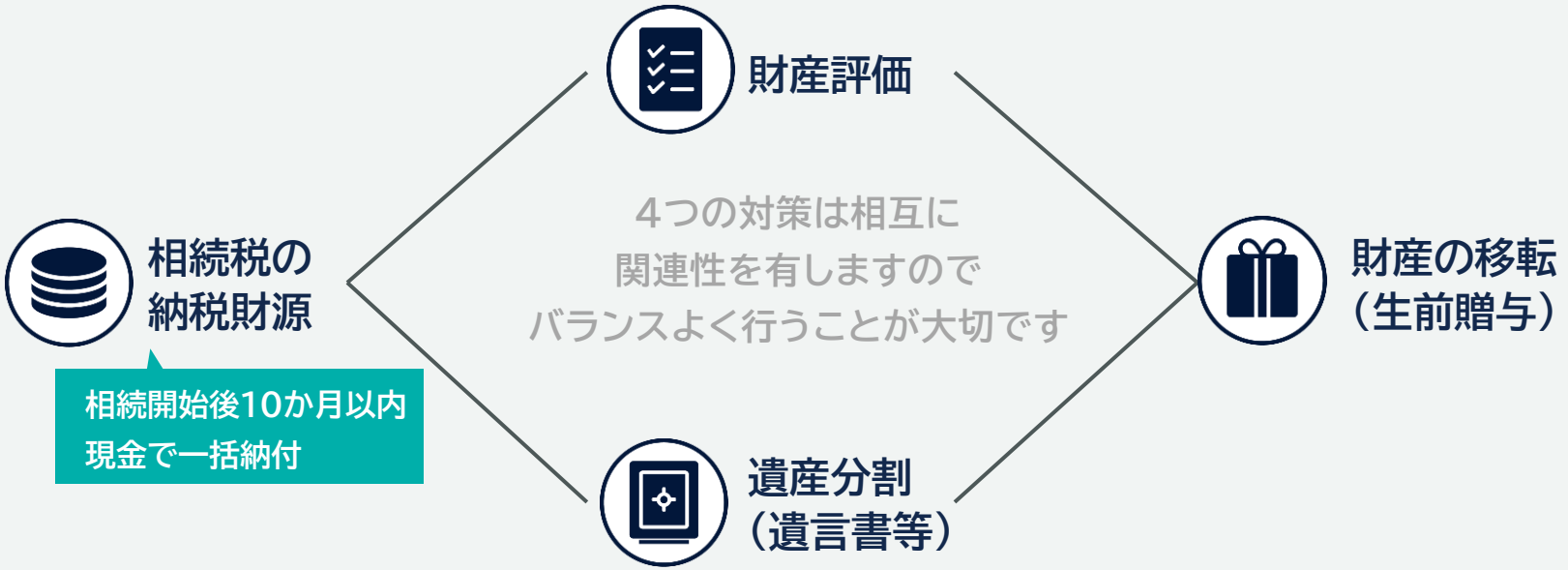


本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

相続対策の4本柱／納税財源

現状分析：相続財産の把握　評価額の把握　相続税額の把握

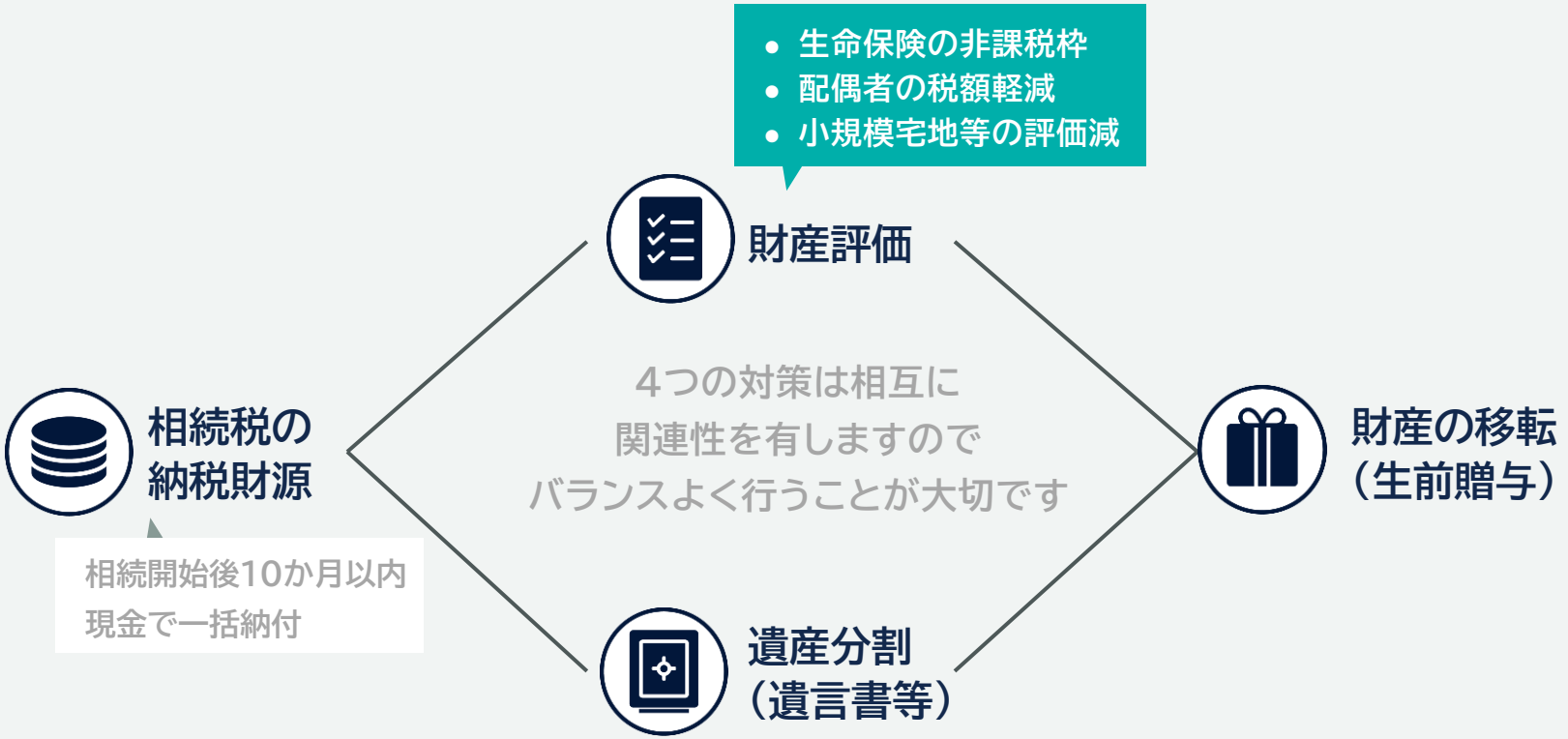


本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

相続対策の4本柱／財産評価

現状分析：相続財産の把握　評価額の把握　相続税額の把握

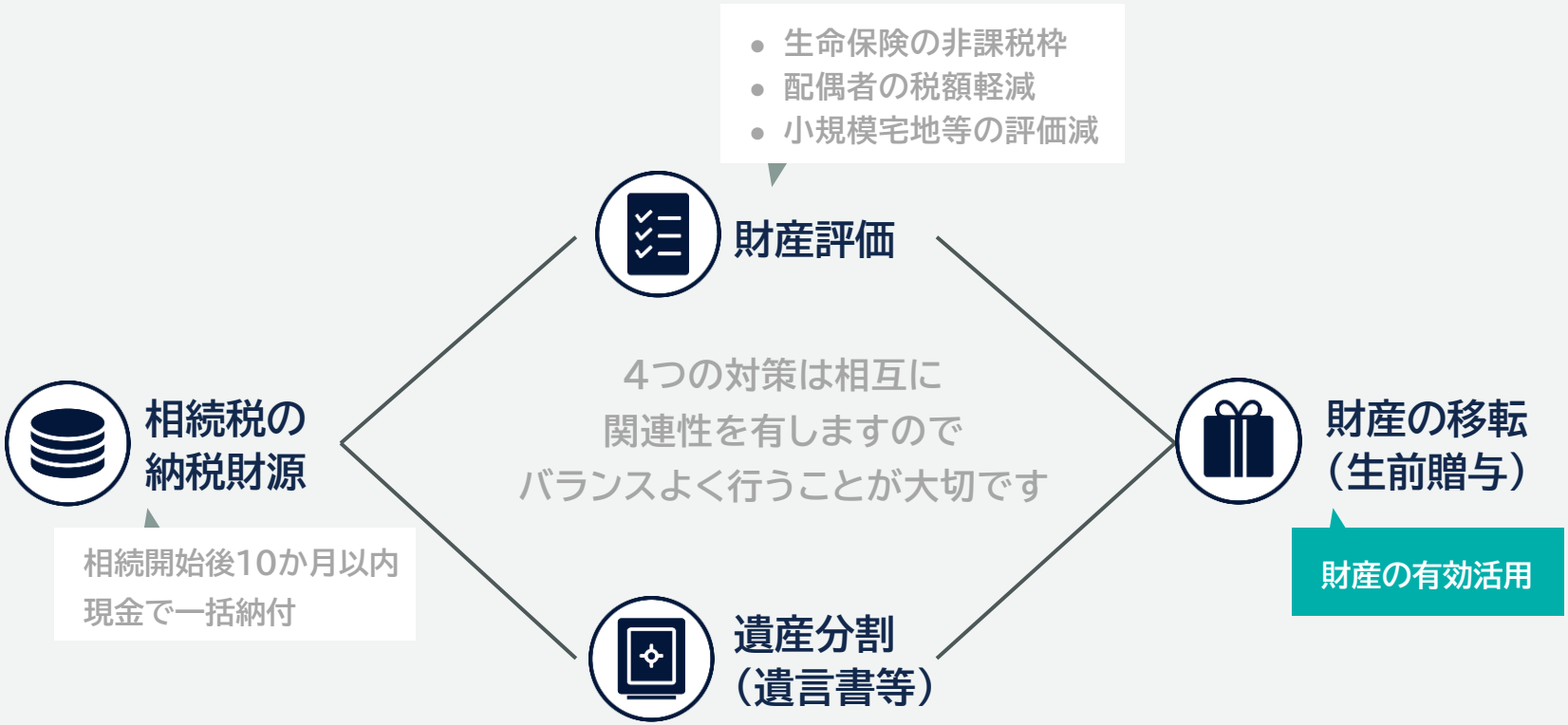


本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

相続対策の4本柱／財産の移転（生前贈与）

現状分析：相続財産の把握　評価額の把握　相続税額の把握

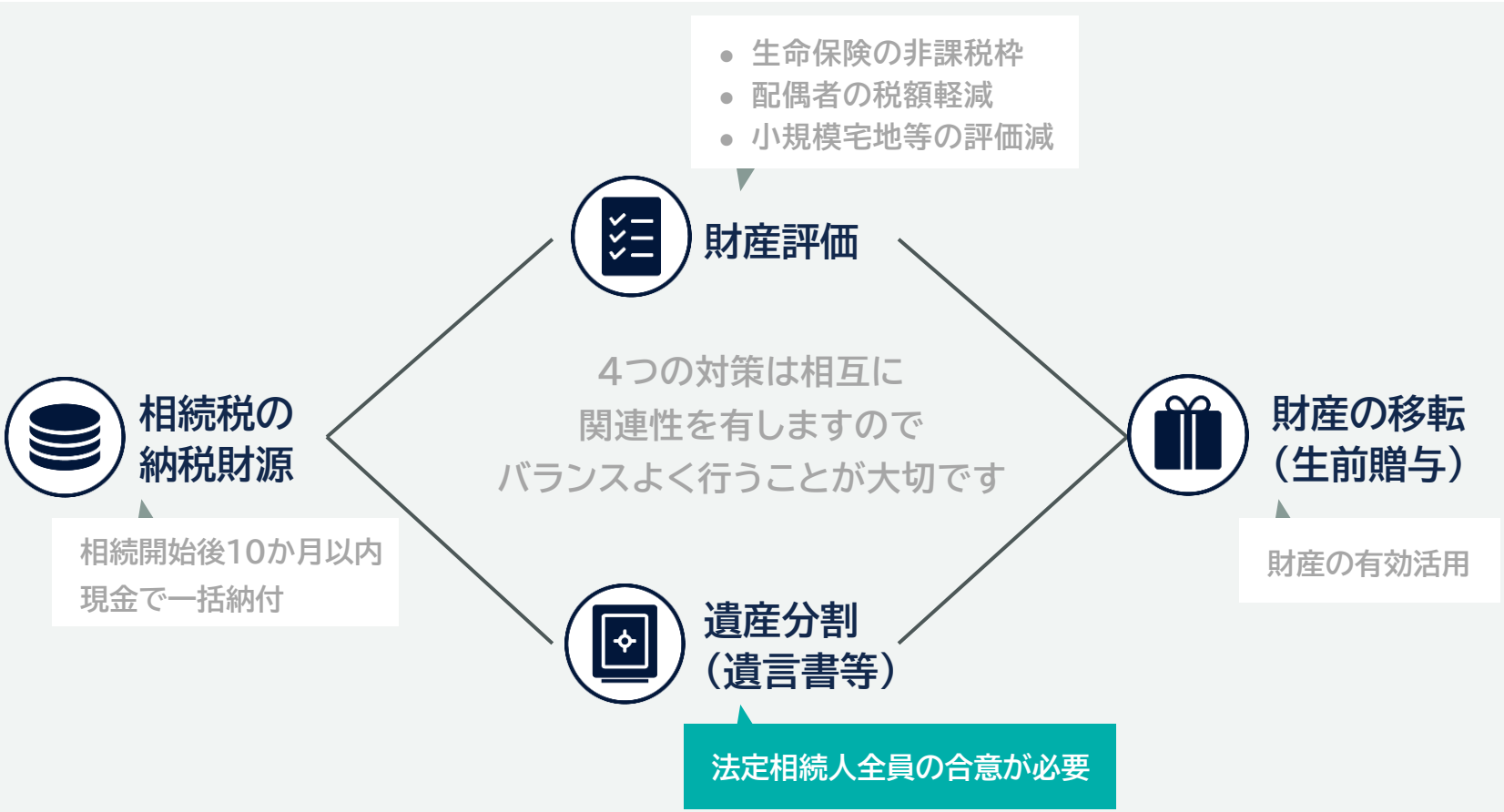


本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

相続対策の4本柱／遺産分割

現状分析：相続財産の把握　評価額の把握　相続税額の把握



本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

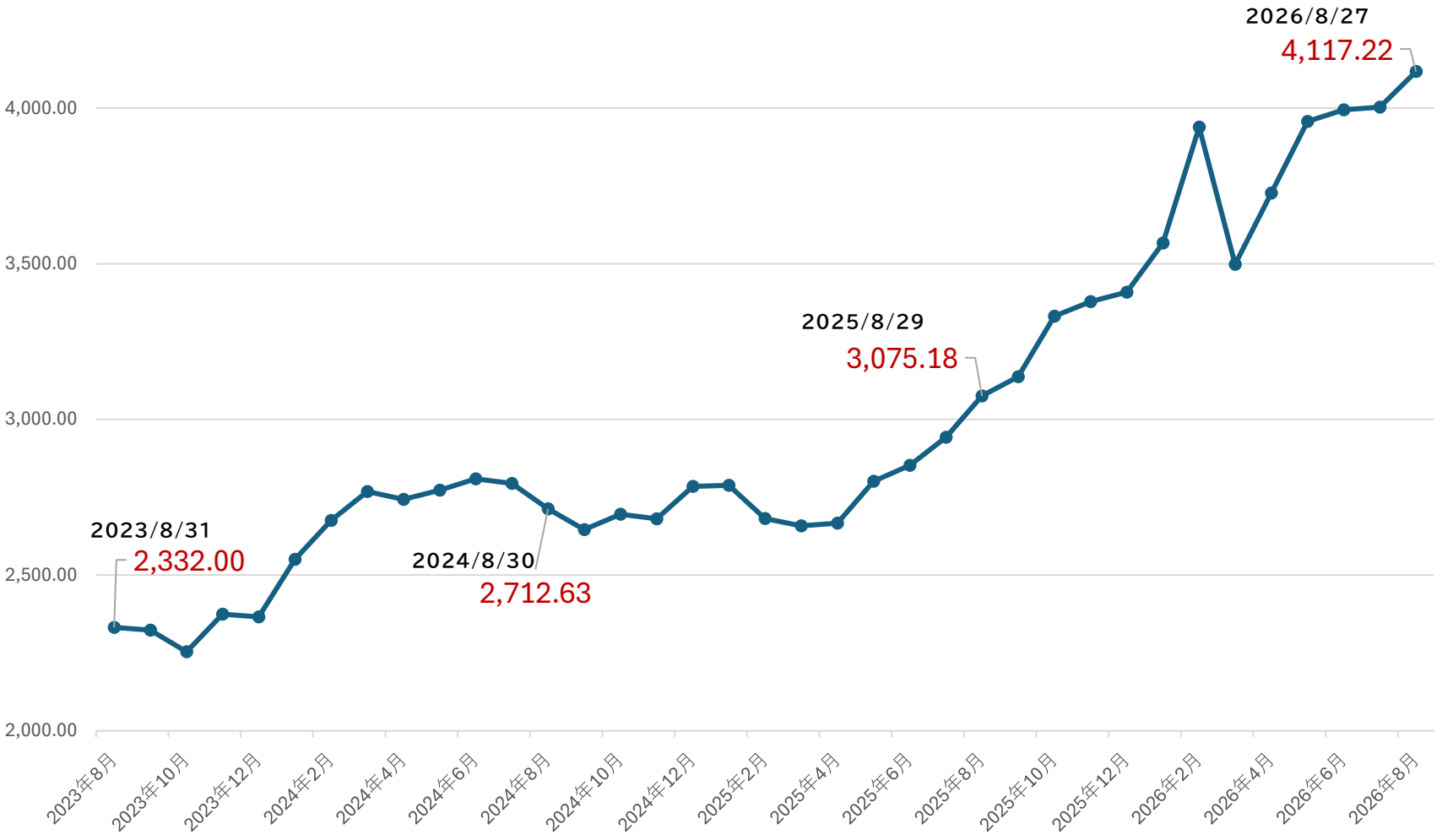
© 2026 Yamada & Partners

Ⅲ. 相続対策の見直しの必要性

資産価値の上昇による見直しの必要性

© 2026 Yamada & Partners

（ご参考）経済関連データ／TOPIX株価推移



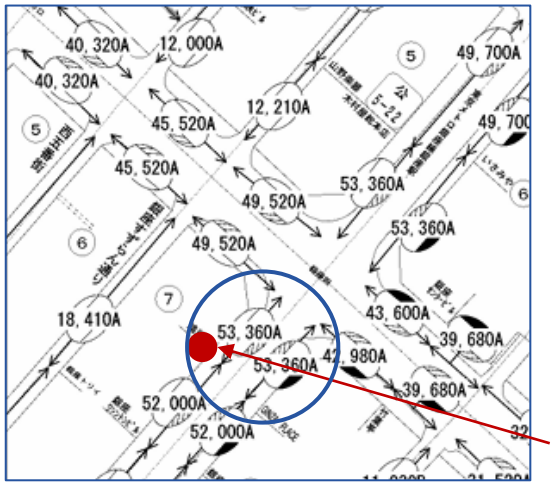
外部のデータから山田＆パートナーズが作成した資料です。

本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

（ご参考）路線価推移／関東1都2県内

東京都中央区銀座5丁目
銀座中央通り

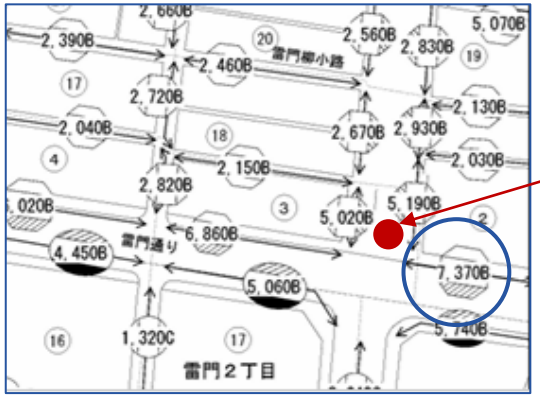


鳩居堂さん

令和8年分（2026年分） 関東1都2県　路線価が高い地点
（1㎡当たり）

年分	路線価	対前年変動率
令和8年分（2026年分）	5,336万円	11.0%
令和7年分（2025年分）	4,808万円	8.7%
令和6年分（2024年分）	4,424万円	3.6%
令和5年分（2023年分）	4,272万円	1.1%
令和4年分（2022年分）	4,224万円	▲1.1%

東京都台東区浅草１丁目
雷門通り



雷門

令和8年分（2026年分）関東1都2県　前年変動率が高い地点
（1㎡当たり）

年分	路線価	対前年変動率
令和8年分（2026年分）	737万円	27.5%
令和7年分（2025年分）	578万円	29.0%
令和6年分（2024年分）	448万円	16.7%
令和5年分（2023年分）	384万円	7.0%
令和4年分（2022年分）	359万円	1.1%

国税庁の路線価図から山田＆パートナーズが作成した資料です。

本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

（事例）資産価値の上昇による見直しの必要性

■本試算は、2020年に実施した結果です。　■法定相続人は、3人（配偶者、子2人）です。

（千円）

資産種類	相続税評価額	奥さま	ご長女	ご長男
（1） 現預金	40, 000		30, 000	10, 000
（2） 有価証券	20, 000			20, 000
（3） 自社株式（非上場）	90, 000			90, 000
（4） 不動産	200, 000	100, 000	100, 000	
合　　計	350, 000	100, 000	130, 000	120, 000
相続税額	53, 357	（21, 343）	27, 746	25, 611

※相続財産評価方法は、財産評価に関する基本通達に基づき、確認（推定）出来るものについて概算評価しております。

※相続開始前3年以内の贈与財産の加算と贈与税額控除については考慮しておりません。

※小規模宅地等の評価減を適用しています。

相続税の限界税率＝33%
（配偶者の税額軽減前）

資産種類	算定根拠	金　額（千円）
相続財産評価額	―	350, 000
基礎控除額	30, 000＋6, 000×3人＝48, 000	48, 000
基礎控除後の課税財産総額	350, 000－48, 000＝302, 000	302, 000
相続税の基礎となる税額	■配偶者：302, 000×1／2×40%－17, 000＝43, 400 ■子：302, 000×1／4×30%－7, 000＝15, 650 15, 650×2人＝31, 300千円	74, 700

本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

（事例）資産価値の上昇による見直しの必要性

■本試算は、2026年に実施した結果です。　■法定相続人は、3人（配偶者、子2人）です。　（千円）

資産種類	相続税評価額	奥さま	ご長女	ご長男
（1） 現預金	60,000		40,000	20,000
（2） 有価証券	100,000			100,000
（3） 自社株式（非上場）	90,000		×	○ 90,000
（4） 不動産	280,000	140,000	140,000	
合　　計	530,000	140,000	180,000	210,000
相続税額	143,850	（37,998）	48,855	56,997

※相続財産評価方法は、財産評価に関する基本通達に基づき、確認（推定）出来るものについて概算評価しております。

※相続開始前3年以内の贈与財産の加算と贈与税額控除については考慮しておりません。

※小規模宅地等の評価減を適用しています。

相続税の限界税率＝42%
（配偶者の税額軽減前）

資産種類	算定根拠	金　額（千円）
相続財産評価額	―	530,000
基礎控除額	30,000＋6,000×3人＝48,000	48,000
基礎控除後の課税財産総額	530,000－48,000＝482,000	482,000
相続税の基礎となる税額	■配偶者：482,000×1／2×45%－27,000＝81,450 ■子：482,000×1／4×40%－17,000＝31,200 31,200×2＝62,400	143,850

本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

（事例）資産価値の上昇による見直しの必要性

■本試算は、2026年に実施した結果を踏まえて分割案を変更した内容です。
■法定相続人は、3人（配偶者、子2人）です。

（千円）

資産種類	相続税評価額	奥さま	ご長女	ご長男
（1） 現預金	60,000		40,000	20,000
（2） 有価証券	100,000		20,000	80,000
（3） 自社株式（非上場）	90,000			90,000
（4） 不動産	280,000	140,000	140,000	
合　　計	530,000	140,000	200,000	190,000
相続税額	143,850	（37,998）	54,283	51,569

※相続財産評価方法は、財産評価に関する基本通達に基づき、確認（推定）出来るものについて概算評価しております。

※相続開始前3年以内の贈与財産の加算と贈与税額控除については考慮しておりません。

※小規模宅地等の評価減を適用しています。

相続税の限界税率＝42%
（配偶者の税額軽減前）

資産種類	算定根拠	金　額（千円）
相続財産評価額	―	530,000
基礎控除額	30,000＋6,000×3人＝48,000	48,000
基礎控除後の課税財産総額	530,000－48,000＝482,000	482,000
相続税の基礎となる税額	■配偶者：482,000×1／2×45%－27,000＝81,450 ■子：482,000×1／4×40%－17,000＝31,200 31,200×2＝62,400	143,850

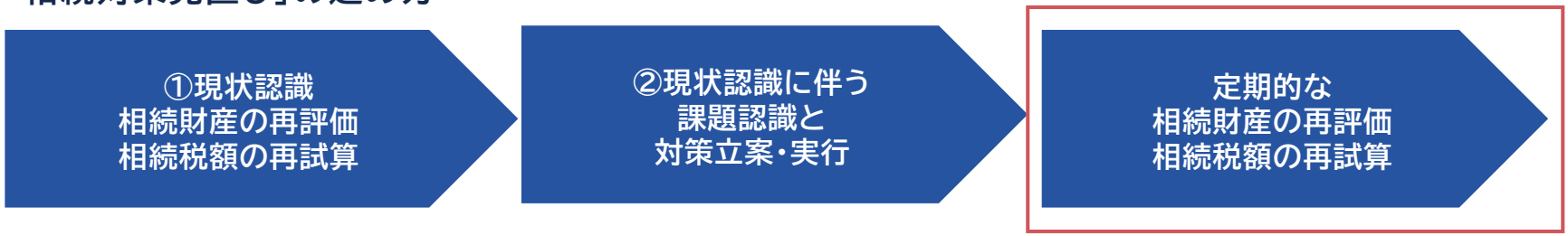
本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

新たに検討すべき課題　／　「相続対策見直し」の進め方

No.	項目名
①	相続人ごとの納税資金の確保不足と、対応策の検討 →　処分性の高い財産の現金化と、不動産の場合は、現金化のタイミング →　取得費加算制度活用の検討
②	遺産分割（案）の変更による、納税資金確保
③	遺産分割（案）の変更による遺留分侵害の確認
④	将来的に有価証券を承継する相続人が海外居住者となる可能性の確認
⑤	遺言書の書き替え
⑥	（ご参考）年間贈与額の見直し
⑦	（ご参考）保険の活用の検討＝生命保険金の非課税枠の活用／増やす目的としての保険活用

「相続対策見直し」の進め方



本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners

【三井住友銀行からの留意事項】

- 本セミナーで使用する資料の内容および講師の講演内容については、あくまで資料作成者ならびに講師の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。
- 三井住友銀行が内容等を保証したり、責任を負うことはありません。
- 本セミナー資料は情報提供を目的として講演者が作成したものであり、特定の商品・サービスを推奨・勧誘するものではありません。
- 本セミナー資料の内容は、作成日時点の情報に基づいて税理士法人山田＆パートナーズが作成したものです。
 今後変更になる可能性があり将来を保証するものではありません。
- 本セミナー資料は具体的な商品をご説明することを目的としていないため、詳細を記載しておりません。
 お申し込みに際しては、三井住友銀行の窓口またはHPに掲載の各商品・サービスに関する留意点を必ずご確認ください。
- 本セミナー資料および動画視聴ページのURLを第三者へ無断で転送・公開すること、また動画を無断で改変・転載等を行うことは固くお断りします。これらの行為があった場合、著作権侵害として対処させていただく場合がございます。

本資料は2026年4月現在の税制に基づいて作成しております。内容につきましては、情報の提供を目的として一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。そのため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。対策の立案・実行は税理士・弁護士の方々と十分ご相談の上、ご自身の責任においてご判断下さいますようお願い申し上げます。また見解については、資料作成者の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。

© 2026 Yamada & Partners